管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0250

K_{13} ＝ 0.0265

K_{14} ＝ 0.0212

K_{15} ＝ 0.0239

K_{16} ＝ 0.0194

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0226

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

K_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0215

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0250

K_{13} ＝ 0.0265

K_{14} ＝ 0.0212

K_{15} ＝ 0.0239

K_{16} ＝ 0.0194

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0226

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

K_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0214

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0165

K_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0215

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも